

【岡山地方裁判所第3民事部（執行関係）お知らせ】

（令和2年4月20日現在）

岡山地方裁判所第3民事部（執行関係）の緊急事態宣言の対象期間中の事務等は、下記のとおりとさせていただきます。ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

（不動産関係）

1 申立ての受付はいたします。また、強制競売の開始決定など特に緊急性のある事務は引き続き行いますが、それ以外の事務は処理を停止します。

2 予定していた、次の期間入札は実施いたしません。

5月7日から5月14日まで

3 既に指定されていた4月22日から5月6日までの不動産配当期日は全て取り消しました。新たな期日等は、後日お知らせいたしますので、しばらくお待ちください。

（債権執行）

1 申立ての受付はいたします。また、債権差押命令の発令など特に緊急性のある事務は引き続き行いますが、それ以外の事務は処理を停止します。

2 既に指定されていた4月21日から5月6日までの債権配当期日は、定期金（養育費、婚姻費用等の扶養義務に係るもの）を除き、取消します。新たな期日等は、後日お知らせいたしますので、しばらくお待ちください。

（財産開示、第三者からの情報取得関係）

申立ての受付は致しますが、緊急性のあるもの以外は事務処理を停止します。

【岡山地裁第3民事部（破産・再生係）お知らせ】

（令和2年4月20日現在）

岡山地裁第3民事部（破産・再生係）の、緊急事態宣言の対象期間中の事務等は、以下のとおりとさせていただきます。

ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 新件の申立てについて

申立ての受付はいたしますが、緊急性のある事件以外は、処理を停止します。

緊急性のある事件については、申立ての際、その事情をご説明ください。

2 破産事件の債権者集会について

緊急事態宣言の対象期間中の破産事件の債権者集会期日は、延期します。実質的な審理は行いませんので、関係者の方々は、裁判所にお越しになる必要はありません。

延期後の次回期日については、別表をご覧ください。

3 民事再生事件について

緊急事態宣言の対象期間中の民事再生事件の進行の詳細につきましては、民事再生事件の申立人代理人にお問合せください。

連絡先電話番号

破産・再生係 086-222-4206

(別表)

破産事件の債権者集会の延期後の次回期日について

破産事件の債権者集会については、下記のとおり延期します。

延期後の次回期日の時間・場所は、指定済みの期日と同じです。

(例)

延期前

4月21日午前10時 岡山地方裁判所破産係債権者集会室（3階）

延期後

7月20日午前10時 岡山地方裁判所破産係債権者集会室（3階）

	指定済みの期日			延期後の次回期日
火	4月21日	➡	月	7月20日
水	4月22日	➡	水	7月15日
火	4月28日	➡	火	7月21日